

令和 2 年 5 月 2 7 日

議 案  
(そ の 3)

5 月 定 例 会 議

常 総 市



議案第34号

常総市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

常総市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年5月27日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、令和2年6月に支給を予定する市長の期末手当について、新型コロナウイルス感染症対策経費の一部に充てるため、その全額を不支給とする特例措置を講じたいので、これを提出する。

## 常総市条例第 号

常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を  
改正する条例

常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和32年水  
海道市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（期末手当に関する特例措置）

- 7 第4条の2の規定により一般職の職員の例によるとされる市長の期末手当  
（令和2年6月1日を基準日とするものに限る。）については、給与条例第1  
8条第1項の規定にかかわらず、これを支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第 34 号 常総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、令和 2 年 6 月に支給を予定する市長の期末手当について、新型コロナウイルス感染症対策経費の一部に充てるため、その全額を不支給とする特例措置を講ずるものです。

なお、この特例措置を講ずるためには、6 月期の期末手当の支給に係る基準日である 6 月 1 日前に、この条例を施行させる必要があることから、先議をお願いするものです。

○常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例

昭和32年10月1日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、市長、副市長及び教育長に対する給与及び旅費の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

(給料月額)

第3条 給料月額の定額は、別表第1に掲げる額とする。

(通勤手当の額)

第3条の2 通勤手当の額は、常総市職員の給与に関する条例（昭和32年水海道市条例第9号。以下「給与条例」という。）第11条の4第2項の規定を準用して算出された額とする。

(期末手当の額)

第4条 期末手当の額は、給与条例第18条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

(給与の支給条件等)

第4条の2 給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、給与条例の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、給与条例第18条の3第1項、第2項、第5項、第6項及び第7項中「任命権者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

第5条～第7条 略

(旅費の支給方法)

第8条 旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費支給の例によるものとする。ただし、一般職旅費条例第16条ただし書の規定については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 32 年 4 月 1 日から適用する。ただし、旅費に関する規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 公用車等を利用した場合には当分の間、第 6 条及び第 7 条の規定にかかわらず鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。
- 4 特別車両料金及び特別船室料金については、第 6 条の規定にかかわらず、常総市職員の旅費に関する条例附則第 5 項の規定は適用しない。

(石下町の編入に伴う経過措置)

- 5 石下町の編入の前日に、石下町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 32 年石下町条例第 11 号。以下「石下町条例」という。）の適用を受けていた者が同日前に出発した旅行に係る旅費については、なお石下町条例の例による。

(平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 6 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 4 条の規定の適用については、同条中「「100 分の 160、」」とあるのは「「100 分の 145、」」とする。

(期末手当に関する特例措置)

- 7 第 4 条の 2 の規定により一般職の職員の例によりとされる市長の期末手当（令和 2 年 6 月 1 日を基準日とするものに限る。）については、給与条例第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、これを支給しない。

中略

附 則（平成 30 年条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○常総市職員の給与に関する条例

昭和32年10月1日

条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条～第17条の3 略

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の3まで及び附則第22項第2号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日（次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第22条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の110を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した

日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市規則で定める。

第18条の2～第25条 略

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。